

社会福祉法人静岡ホーム役員報酬等規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人静岡ホーム（以下「法人」という。）の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

（定義）

第2条 この規程で「役員」とは、理事及び監事をいう。

（理事会及び評議員会への出席報酬）

第3条 役員が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

2 評議員及び役員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

（理事長及び理事の業務報酬）

第4条 理事長及び理事長の命を受けた理事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

（監事の報酬）

第5条 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会い又は運営状況の指導若しくは監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

（評議員選任・解任委員会への出席報酬）

第6条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

（苦情解決第三者委員の報酬）

第7条 苦情解決第三者委員が法人及び施設に係る苦情処理の業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

（出張旅費）

第8条 役員が会議や研修など法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。

（退任慰労金）

第9条 役員及び評議員並びに苦情解決第三者委員が退任したときは、別表4により退任慰労金を支払うことができる。

（兼務理事）

第10条 職員を兼務する理事は、この規程は適用しない。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月19日から施行する。
- 2 社会福祉法人静岡ホーム役員等旅費支給内規（平成5年4月1日施行）は、廃止する。
- 3 社会福祉法人静岡ホーム理事・監事・評議員にかかる慶弔規程内規（平成9年3月施行）は、廃止する。

別表1（第3条・第6条関係）

区 分	報酬額(日額)	支給方法
理事会出席報酬	5,000円	出席の都度
評議員会出席報酬	5,000円	出席の都度
評議員選任・解任委員会出席報酬	5,000円	出席の都度

別表2（第4条・第5条・第7条関係）

区 分	報酬額(日額)	支給方法
理事長及び理事業務報酬	5,000円	業務に当たった都度
監事業務報酬	10,000円	業務に当たった都度
苦情解決第三者委員業務報酬	5,000円	業務に当たった都度

別表3（第8条関係）

区 分	報酬額(日額)	旅費			支給方法
		交通費	宿泊費	その他	
役員出張旅費及び報酬	10,000円	実費	実費	実費	出張の都度

別表4（第9条関係）

区 分	退任慰労金	支給方法
在任期間 5年未満	10,000円	退任したとき
在任期間 5年以上 10年未満	20,000円	
在任期間 10年以上 20年未満	30,000円	
在任期間 20年以上 30年未満	50,000円	
在任期間 30年以上	100,000円	